

水資源機構 令和2年度・第1回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年9月28日(月) 機構本社会議室		
委員	角田 茂(学校法人参事) 栗田 誠(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 中村好男(大学名誉教授) 清水義彦(大学院教授)		
審査対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	2 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

(1) 一般競争入札(工事)

【思川開発導水路工事】

意見・質問	回答
・7年間と長期間で高額の大規模工事だが、低入札で受注するのはリスクが高いのではないかと。	・技術提案の中で不確定要素をできるだけ消すような提案をされていて、リスクも含めて施工できるという前提で応札されていると認識しています。
・評価基準について、技術提案のみの評価となっているが、企業の技術力は評価せず技術提案だけを重視して評価するということか。	・本工事は標準型のWTOということで、国内外の企業が参加できる案件になっており、企業実績等は評価せず技術提案のみ評価する方式としています。
・本工事の落札者は、過去に指名停止を受けており、入札説明書では指名停止を受けた者は減点するとなっているが、減点されないのか。	・入札説明書では指名停止1ヶ月当たり8点減点としていますが、これは現在指名停止を受けている者に対する減点であります。本工事の落札者は指名停止期間が過ぎていることから、減点の対象にしていません。

(2) 一般競争入札(工事)

【川上ダム流入水バイパス建設工事】

意見・質問	回答
・1者入札になった要因としてどのようなことが考えられるのか。	・対象としてはA等級32者が該当し、そのうち履行実績として31者が該当していたことから、参加できる業者数はそれなりにあったと考えております。工事の施工が長い管路を埋めていく様な、手間暇がかかる

	内容となっていることから、利益率が上がらないと想像され、参加しづらかったことが想定されます。
・温水問題等もあり、コスト面も含め検討した結果、バイパス方式にしたと思うが、本方式とした理由は何か。	・温度対策については選択取水設備で低層水と混ぜる等の対応をするが、川上ダムは秋口に全層循環する時期があり、ダム湖自体が温水化しており、ダム湖を通さず上流部から持って行く方式が、色々検討した中でコスト面も含めて一番妥当な方式であると選定したものです。

(3) 指名競争入札 (工事)

【房総導水路緊急改築 20 号トンネル補修工事】

意見・質問	回答
・ 辞退者が多いが原因は何か。	・ 昨年の千葉県内での台風被害の影響により従事者が不足していたことも一つの要因と考えられます。
・ 指名競争入札に移行し、これだけ辞退者がある中で落札決定できたが、緊急改築であり、更に不調となった場合は緊急性が担保できないことから、随意契約等のほかの手段はないのか。	・ 緊急改築事業は事業工期があり、その中で工事を完成させなければならないことから、どうしても出来ないような状況になれば、本社と相談して色々な方策をとっていきたいと考えています。
・ 緊急改築事業について、一般競争入札から実施し参加者が少ない状況で限られた事業工期の中、どうやって緊急改築を進めるのか、緊急性があるものに対しどのような方法で実施していくのか、少し考えて進めていくことも大切かと思えます。	・ 分かりました。

(4) 一般競争入札 (建設コンサルタント等)

【低水管理等現場技術業務】

意見・質問	回答
・ 内容が低水管理、設計、現場支援等の幅広い業務となっているが、通常このようにまとめて発注するのか。本件は1者応札となっており、多岐にわたる業務で大変だから参加者が少ないのでは、もう少し分割すると参加者が増えるのではないか。	・ 他事業所では発注者支援の現場技術業務で発注しているが、本件はそれに低水管理を加えています。低水管理を分割することも考えられるが、低水管理業務は1日3回流況を予測しますが、通常の雨があまり降らない時期は、それほど難しい予測計算にならないことから、その合間に現場技術業務も出来るだろうと判断し、合わせて発注しているものです。
・ まとめて発注した方が金額も大きくなるから、参加者が増えるのではとの期待もあるが、実際1者応札になっているのは、業務の特殊性やダム現場への従事者を配置する業務である等、対象業者があっても参加者がいないのがこの業務の実態なのでしょう。	・ 今回は1者応札であったが、前回は2者の応札がありましたので、必ずしも1者応札ではないのかと思われます。不参加の理由を聞き取りしたところ、特殊な業務で人材確保が難しいとのことでしたので、もう少し業務内容が分かりやすい資料を示すことも考えていきたいと思えます。

<ul style="list-style-type: none"> ・発注にあたり、積算の目安になるような業務量等を具体的に示しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積参考資料として、業務における月当たりの想定日数や1ヶ月当たりの人数等を公表して業務規模を明らかにしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・価格点は価格点の配分に0.4を乗じた値が上限値となっているが、技術点と価格点の割合が変わってしまうのではないかと。どのような考えか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで価格点の配分に0.4を乗じた値を上限値にするということで、価格点と技術点の配分を変えているわけではありません。低入札防止の観点から、上限値を設定しています。

(5) 指名競争入札（建設コンサルタント等） 【草木ダム堆砂除去対策概略検討業務】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・業務期間が当初は令和2年3月30日までとなっているが、変更したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうどコロナが拡散した時期だったので、業者に確認した結果、もう少し工期を延ばしてしっかり業務を実施したいとのことで工期延長をしたものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの堆砂の問題は延々と課題があり重要なことですが、このような毎年確実にやらなければいけない業務は、もう少し時期をずらすと参加業者も多くなるのではないかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この概略検討を踏まえ、場所を限定した調査を現在実施していますが、本件よりは早い時期に実施して、工期末もこのような一番忙しい時期にならないようにしています。

(5) 補償契約 【支障施設移転（早明浦ダム再生事業）】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・相手方が提出した見積額と比較すると、機構の積算額の方が50万円程度高いことから、見積額は適正であるとして見積額のとおりを支払うということかと思いますが、仮に相手方の見積額が高い場合、機構の査定によって支払うことになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の見積額と機構の積算をもう一度比較し、項目を精査して協議していくことになると思います。すぐさま機構の積算額で支払うことはありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の提出書類について、価格が適正かどうか審査はするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の積算基準、積算資料を用いて審査を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・契約関係なので双方の意思が合致しない以上、契約は成立しないが、機構は適正な金額かどうかを調査するという事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。

2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 宮前 武利 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 松尾 誠 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 松本 徳幸 (内線 2321)